

目標 5

ジェンダーに基づく暴力のない環境づくり

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく市町村基本計画に位置付けられています。

暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。ジェンダーに基づく暴力（DV等）を未然に防ぐとともに、被害者の立場に立った切れ目のない支援を行います。

施策の方向性 8 ジェンダーに基づく暴力の予防と根絶

施策（具体的な事業内容は、別冊「事業一覧」をご参照ください。）

- 18 ジェンダーに基づく暴力の防止に関する啓発
- 19 ジェンダーに基づく暴力に対する相談支援の充実
- 20 様々なハラスメントの防止対策の推進

暴力の予防啓発と被害に対する回復支援のための取り組みを推進し、暴力の根絶を図ることは、ジェンダー平等社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。暴力を容認しない社会の形成のため、一貫した切れ目のない被害者支援体制を構築すると同時に、関係機関等との連携体制の強化を継続します。

性犯罪・性暴力、配偶者等からの暴力、ストーカー行為、様々なハラスメント、SNSなどの新たなコミュニケーションツールによる被害は深刻であり、的確に対応する必要があります。

また、性犯罪や暴力の課題に対応するうえでは、女性のみならず、誰もがジェンダーに基づく暴力の被害者になりうるということに留意する必要があります。

昨今、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い、家庭内における暴力の増加や深刻化が特に大きな問題となっています。相談支援体制の充実を図るとともに、被害者等が安心できる居場所づくりを進めていきます。

■コラム21 配偶者暴力相談支援センターへの相談件数の推移

配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は年々増加し、令和2年度（2020年度）の相談件数は過去最高となりました。



出典：内閣府「令和4年版男女共同参画白書」

■コラム22 ジェンダーに基づく暴力

ジェンダーに基づく暴力とは、性別等を理由に、殴られる・のけ者にされる・いじめられる等、社会にもともとあるジェンダーの不平等などが原因で、社会的性差（ジェンダー）に基づき相手の意志に反して害を与える行為全般を意味します。女性のみならず、誰もが被害者になります。ジェンダーに基づく暴力は以下のようないわゆるがあります。

身体的暴力（暴行）	殴る、蹴る、首を絞める、髪を持って引きずり回す など
性的暴力（暴行）	性行為を強要する、避妊に協力しない、中絶を強要する など
心理（精神）的暴力	暴言を吐く、大声を出す、無視する、浮気や不貞を疑う など
経済的暴力	生活費を渡さない、経済的に自立することを妨げる など
社会的隔離	外出や親族・友人との付き合いを制限する、交友関係を厳しく監視する など
その他	「暴力をふるわれる方が悪い」と責任転嫁する、「この家の主は俺だ」など男性の特権を振りかざす など

■コラム23 DV（ドメスティック・バイオレンス）

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、配偶者や恋人、婚約者、同棲相手など親密な関係にある者が、体力、経済力、社会的信用等のパワー（力）を背景にパートナーに対して様々な暴力をふるうことをいいます。特に、カップル間（または元カップル間）で起こるDVを「デートDV」*といいます。DVやデートDVは、親しい間柄であっても絶対に許されるものではありません。児童虐待防止法では、子どもが両親の間の暴力を目撃することも子どもへの虐待になるとされています。

配偶者や同棲相手、恋人等の暴力を外部に相談することは勇気のいることであり、特に、家庭内の争いごとは「身内の恥」という意識が働き、外に向かって助けを求めるることは恥ずかしいと感じる人がいるかもしれません。しかし、自分や子どもたちの安全や将来のために援助を求めるることは、あなたの大切な権利です。「悪いのはわたし…」と一人で背負いこまずに、まずは相談機関や警察に相談してください。

例えば、こんな悩みがある場合にDV相談窓口にご相談ください。→67ページ

- ・「誰のおかげで生活できるんだ！」と大声で怒鳴られる。
- ・配偶者の暴力がひどく、骨折した。
- ・現在別居しているが、離婚に応じず、電話での嫌がらせが続いている。
- ・離婚したいが、怖くて言い出せない。
- ・交際相手に、裸の写真を撮られ、ネット上に載せると脅かされた。

（かながわ男女共同参画センター「ドメスティック・バイオレンスに悩む女性たちへ」等をもとに作成）

■コラム24 パープルリボン運動



毎年11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。「パープルリボン運動」は、世界を子どもや女性の暴力被害者にとってより安全なものとすることを目的として、1994年アメリカ・ニューハンプシャー州の町で始まったといわれています。「パープルリボン」は、女性に対する暴力のない世界を望む気持ちを表す運動のシンボルとして、今では世界中に広がっています。

■コラム25 デートDV

デートDVとは、カップル間（または元カップル間）での暴力のことを言います。暴力なんて自分たちには関係ないと思っていませんか？暴力は、殴る、蹴るだけではありません。暴力には、人前でバカにしたり、携帯電話やメールを細かくチェックして、行動を監視したりする精神的暴力や、性行為の強要などの性的暴力も含まれます。

恋愛関係になった途端に、相手の態度が急に変化して、命令したり、監視したり、暴力をふるったり、そんな経験はありませんか？暴力はだんだんエスカレートし、ストーカー行為や暴行傷害につながることもあるのです。

デートDVの種類	
あなたが「ちょっと我慢すれば…」と思っていることも暴力（デートDV）かもしれません。	
精神的な暴力、行動の制限	身体的な暴力
<ul style="list-style-type: none">・大声で怒鳴る・バカにする・交友関係を制限する・無視をする・行動を監視・制限する・スマホやメール等をチェックする 等	<ul style="list-style-type: none">・殴る・たたく・蹴る・腕をつかむ・ひねる・髪を引っ張る・物を投げつける・刃物などを突きつける 等
経済的な暴力	性的な暴力
<ul style="list-style-type: none">・デート費用を全く払わない・借りたお金を返さない・外で働かせない・仕事を辞めさせる・生活費を渡さない・貯金を勝手に使う 等	<ul style="list-style-type: none">・性行為を強要する・避妊に協力しない・見たくないポルノビデオ等を見せる・嫌がっているのに裸等を撮影する・中絶を強要する 等

出典：内閣府ホームページ「デートDVって？」

これらはすべて暴力です。どのような暴力であったとしても、暴力をふるうことは許されるものではありません。暴力によらないコミュニケーション方法があるはずです。でも、「好きだから」「嫌われたくないから」という気持ちが先立って、自分では暴力と気付けないこともあります。

デートDVにお困りの場合は、デートDV相談窓口にご相談ください→67ページ

■ コラム 26 ハラスメント

職場におけるセクシュアル・ハラスメント（以下「セクハラ」）*については、男女雇用機会均等法*により事業主に雇用管理上の措置義務があります。条例においても、何人も男女の差別的な取扱い及び暴力による人権侵害をしてはならない旨を規定しています。セクハラは、女性のみならず、誰に対する言動でもセクハラに該当します。

また、職場におけるパワー・ハラスメント（以下「パワハラ」）*は、令和4年（2022年）4月1日から、全企業で雇用管理上の措置義務が義務化されました。各職場において、ハラスメント全般の防止啓発に取り組むことも求められています。ハラスメントを防止するためには、職場だけでなく、教育の場や地域でも防止に向けた意識啓発を進め、被害者にも加害者にもならないよう、正しい理解を広めていくことが必要です。

ハラスメントの種類

■ セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

相手が望まない性的な言動により不利益を受けたり、職場や生活環境が不快なものになることです。性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗な誘い、不必要に体を触る、お酌やデュエットを強要する、結婚や出産のことを尋ねるなども含まれます。また、学校で教職員が児童・生徒や関係者に対して行う性的な嫌がらせをスクール・セクハラといいます。恋人はいるのか尋ねることから、立場を利用して身体を触るなどの性的虐待ともいえる内容まで幅広く含みます。

■ パワー・ハラスメント（パワハラ）

職務上の地位や人間関係を利用したいじめや嫌がらせです。過大な残業の強要、人間関係からの切り離し、言葉や態度による暴力的な行為など、業務の適正範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えられたり職場環境を悪化させられたりすることです。また、大学等の研究・教育の場における権力を利用した嫌がらせであるアカデミック・ハラスメント（アカハラ）もパワハラの一種です。



出典：厚生労働省「あかるい職場応援団」

■ マタニティ・ハラスメント（マタハラ）*

妊娠・出産・育児休業等に起因した職場でのいじめや嫌がらせです。休暇等の取得を理由とした解雇や減給などの不当な扱いだけでなく、言葉や態度による嫌がらせも含みます。

■ パタニティ・ハラスメント（パタハラ）*

パタニティとは父性、ハラスメントは嫌がらせという意味です。つまり、男性が育児休業短時間勤務や育児休業を請求したり取得したりすることで不利益な扱いや、嫌がらせを受ける行為、言動を指します。

■ SOGI・ハラスメント（SOGIハラ）*

SOGIとは、性的指向（Sexual Orientation）、性自認（Gender Identity）を組み合わせた用語です。SOGIハラとは性的指向や性自認に関する嫌がらせのことです。職場で性的指向や性自認を理由に不利な待遇を強いたり、希望を聞き入れなかったりすることにとどまらず、うわさ話や陰口などで本人の心を傷つける行為などもSOGIハラに含まれます。

ハラスメントにお困りの場合は、ハラスメント相談窓口にご相談ください→68ページ

■ コラム27 性別等による人権侵害の申出制度

「性別等による人権侵害の申出制度」は、市が条例に基づいて実施している制度です。男女共同参画の観点や多様な性の尊重の観点から市の施策に対する不服や性別等を理由とした差別的な取り扱いやハラスメント、人権侵害に関わる苦情や相談に、専門委員が対応します。



【申出できる事案】

- ・市の施策に対して、男女共同参画や多様な性の尊重の観点から不服がある場合
- ・性別等による差別的な取り扱いやセクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害にあたり、具体的な被害や不利益を被り、相手方に改善等を求める場合



申出制度についての詳細はこちら

例えば、以下のような悩みがある場合、申出制度をご利用ください。お話を聞いた上で、専門委員へとつなげます。電話:822-8228(人権・ダイバーシティ推進課)

- ・「女（男）だから…」と補助的な仕事しかさせてもらえず、機会も与えてくれない。
- ・同じ仕事をしているのに、男女で会社の待遇が違う。
- ・職場（地域、学校）でセクハラされた。
- ・セクハラの被害を相談したら、「仕事を続けたいなら、そのくらい我慢しなさい」と言われた。
- ・育児（介護）休業の申請をしたら、上司から「なぜ男が申請するんだ。女の役目だろう。」と言われた。